

身体拘束等の適正化のための指針

加古川市立 つつじ園

加古川市立つつじ園 身体拘束等の適正化のための指針

本指針は、障害者基本法で規定する「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」との観点から、サービスの質の向上を目的とし、その取り組みの過程において身体拘束のない支援の実現を目指すものである。

1 身体拘束とは

行動上に様々な「課題」がある知的障害・自閉性障害を伴う人たちなど、障害のある人たちに対する行動制限や身体拘束に係る定義については、現在、統一された考え方が示されていない。

障害者基本法では、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定されている。

（1）高齢者福祉における身体拘束の基準について

高齢者福祉分野においては、介護保険指定基準において身体拘束の対象となる具体的行為が以下のように示されている。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思であけることのできない居室等に隔離する。

（2）障害のある人に対する身体拘束について

（1）高齢者に対する身体拘束の基準については、障害者福祉分野においても該当する。しかし、上記の基準以外にも日常的に繰り返される安全上

の理由（他害行動、自傷行為、器物破損行動等）に基づいた支援者の身体を使った身体拘束や行動制限についても、その拘束が毎日・1ヶ月以上にわたって拘束的介入や行動制限がなされている場合は身体拘束と捉える。

2 つつじ園が取り組む5つの方針

身体拘束等の適正化に向け、以下の5つの方針を基本とし、つつじ園（以下「園」という。）全体で取り組んでいく。

- (1) 園長が決意し、サービス管理責任者が中核となり、園が一丸となって取り組む。仮にやむを得ず事故がおきたとしても、個人ではなく園が責任を引き受ける。
- (2) 職員間での議論を活発に行い、共通の実践的意識を持つ。
身体拘束による弊害についての認識を深め、共通の問題意識を持つ。次に利用者が潜在的に望んでいる支援に、園としてどのように対応すべきか意見交換をする。同様に、家族に対しても身体拘束についての認識を共有する。また、園の方針や事故防止策等について十分説明し、理解を求める。
- (3) 身体拘束を必要としない状態を常に意識し、その実現を目指す姿勢を示す。
カンファレンスの結果やむを得ないと判断をし、家族の同意を得たケースであっても改めて職員間で心身の状態をアセスメントし直し、分析や原因追及を図る。
既に作成された個別支援計画についても、職員間で多角的な見方を試みる。問題行動があらわれる条件や時間帯について意見を出し合う機会をつくる。
- (4) 環境整備を図り、応援体制を確保する。事故の発生を危惧するあまり、身体拘束の廃止を進めにくいケースが多いが、むしろ、事故が起こりにくい環境整備を行うとともに、事故防止策と職員の応援体制を整える。
- (5) 常に身体拘束に代わる代替的な方法を考える。
身体拘束は真にやむを得ない場合にのみ許容されるものであることを再認識する。
なぜ拘束されているのか、拘束を介助するためには何が必要かを検討し、創意工夫を重ねる場を設ける。困難事例に対しても、部分的な解除が可能ではないか、同様のアプローチを行う。

3 現場が取り組む3つの原則

サービスの現場においては、以下の3つの原則により、より適切な支援を

実践する。

(1) 身体拘束を誘発する原因を探り出し、除去する。

観察や記録により、利用者がなぜそのような問題行動をとるのか徹底的に原因を探り、原因を除去する取り組みを行う。

また、家族や他に利用する事業所等があれば情報交換を図り、発生条件や回避方法の発見につながる情報共有を行う。

(2) 日常生活における基本的な支援等を徹底する。

「起床する」「食べる」「排泄する」「清潔にする」「活動する」というもつとも基本的な5つの支援を中心とし、利用者毎の適切なあり方を考える。機能的・能力的な「できる・できない」を把握するだけではなく、周囲の環境がそれらを阻害していないか、どのような環境であれば可能になるのかについても検討する。

5つの支援のほかに、「社会参加の機会」や「環境整備の向上」も念頭に入れた取り組みを行う。

(3) 身体拘束廃止をきっかけに「より良い支援」を実現する。

身体拘束の廃止は目的ではなく、よりよい個別支援を実践していくためのきっかけである。

周囲のどのような要素が利用者のニーズを阻害しているか、あるいはどのような支援によって生活機能が向上するかを継続して検討する。

意思表示ができない利用者であっても、職員間で協働し、どのような支援が当人にとって最適であるかを検討する。

4 緊急やむを得ない場合の対応

身体拘束をゼロに近づけるためには、障害特性を考慮して個々の支援計画を作成するが、身体拘束を完全になくすることは容易ではない。したがって、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の判断基準や手続きについて、以下のとおり定める。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、虐待防止・苦情解決・身体拘束適正化委員会を行い、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に以下の3要件をすべて満たす場合であることを確認する。

①切迫性

まず、**身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等に及ぼす悪影響**

を考える。それでもなお身体拘束が必要となるくらいまでに、本人及び他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高く、事態が切迫していることを確認する。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替するサービス方法がない場合でも、拘束の方法について、もっとも本人に負担・制限が少ないものを検討する。

③一時性

「日中はすべて拘束」といった決定ではなく、「食事時」や「急変時」など可能な限り限定的に、最も短い時間帯での身体拘束を目指す。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書（身体拘束に関する説明書兼同意書、個別支援計画書等）を作成する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努め同意を得る。また、身体拘束の同意期限（最長3か月）を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

(3) 身体拘束を行ったことを記録する。

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、身体拘束時の様子・心身の状況・やむを得なかつた理由などを記録し所定の様式にて報告書を作成する。

説明書、報告書等は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 身体拘束等の適正化に向けての検討。

身体拘束の適正化及び早期解除に向けて、身体拘束適正化委員会を実施し、拘束の必要性や方法を検討する。

(5) 拘束の解除

(3)の報告書と身体拘束適正化委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、本人、家族に報告する。

終期設定は、個別支援計画の見直しの時期等と乖離しないようにする。

5 身体拘束適正化のための取り組み

支援に関わる全ての職員に人権尊重と身体拘束等の適正化に向けた正しい知識と理解を深める取り組みを行う。

- (1) 毎月、虐待防止・苦情解決・身体拘束適正化委員会の実施。
- (2) 年1回、職員に対する身体拘束廃止・改善に向けた教育・研修の実施。

6 利用者等に対する本指針の閲覧について

本指針は、利用者や家族の求めに応じて、いつでも園内で閲覧できるようになるとともに、ホームページにも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

7 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を提供していくために支援に関わる職員全体で、以下の点について、十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む。

- (1) マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (2) 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (3) 障がい者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- (4) 行動障がい等があるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (5) 安易に身体的・精神的行動抑制（スピーチロック）等を行っていないか。

支援の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

附 則 この指針は平成29年4月1日から施行する。
この指針は令和3年9月1日から施行する。
この指針は令和4年4月1日から施行する。